「健康・医療戦略推進会議の開催について」の一部改正について

令和3年11月24日 健康・医療戦略推進本部長決定

健康・医療戦略推進会議の開催について(平成26年6月10日健康・医療戦略推 進本部長決定)の一部を次のように改正する。

第2項中、「内閣総理大臣補佐官(国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当)」を削除し、「内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)」を「デジタル庁国民向けサービスグループ次長」に、「内閣官房内閣審議官(新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を「内閣官房内閣審議官(新型コロナウイルス感染症対策推進室)」に、「厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)」を「厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)」を「厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)」に改める。

平成26年6月10日 健康·医療戦略推進本部長決定 平成26年10月29日 平成27年1月20日 平成27年1月16日 平成27年11月16日 平成27年11月16日 平成28年11月21日 平成29年7月26日 令和2年4月17日 令和3年4月17日 令和3年11月24日

- 1.健康・医療戦略推進本部令(平成26年政令第205号)第2条の規定に基づき、 健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、 健康・医療戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。
- 2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 健康・医療戦略担当大臣

議長代行 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣

副 議 長 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、内閣総理大 臣補佐官(国土強靭化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・ 医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他 特命事項担当)

構成員 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室長代理 (副政府CIO) 、内閣官房内閣審議官 (新型コロナウイルス等感染症対策推進室)、国際博覧会推進本部事務局次長、内閣サイバーセキュリティセンター副センター長、科学技術・イノベーション推進事務局統括官、食品安全委員会事務局長、警察庁長官官房技術審議官、金融庁企画市場局長、消費者庁次長、デジタル庁国民向けサービスグループ次長、総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当)、出入国在留管理庁次長、外務省経済局長、外務省国際協力局長、財務省国際局長、文部科学省大臣官房総括審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省

医務技監、厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官、厚 生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛 生局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官(統計・情報 政策、労使関係担当)、農林水産省技術総括審議官、経済産業省経 済産業政策局長、経済産業省産業技術環境局長、経済産業省大臣官 房商務・サービス審議官、国土交通省総合政策局長、環境省環境保 健部長、防衛省大臣官房衛生監

- 3. 推進会議の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局において処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5.「健康・医療戦略推進本部(平成25年8月2日閣議決定)」が廃止されたことにともない、廃止前の「健康・医療戦略推進会議(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定)」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。

健康・医療戦略推進会議の開催について (平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部長決定)(抄)

(下線部分は改正部分)

改正案

健康・医療戦略推進会議の開催について

- 1. 健康・医療戦略推進本部令(平成26年政令第205号)第2条の規定に基づき、健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、健康・医療戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。
- 2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると 認めるときは、構成員を追加し、または関係府省庁その他関係者の出席を 求めることができる。

議 長 健康・医療戦略担当大臣

議長代行 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣

副 議 長 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、内閣総理大臣補佐官(国土強靭化及び復興等の社会資本整備、地方創

構 成 員 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室長代理 (副政府CIO)、 内閣官房内閣審議官 (新型コロナウイルス等感染症対策推進室)、国際博覧会推進本部事務局次長、内閣サイバーセキュリティセンター副センター長、科学技術・イノベーション推進事務局統括官、食品安全委員会事務局長、警察庁長官官房技術審議官、金融庁企画市場局長、消費者庁次長、デジタル庁国民向けサービスグループ次長、総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当)、出入国在留管理庁次長、外務省経済局長、外務省国際協力局長、財務省国際局長、文部科学省大臣官房総括審議官、 現行

健康・医療戦略推進会議の開催について

- 1. 健康・医療戦略推進本部令(平成26年政令第205号)第2条の規定に基づき、健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、健康・医療戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。
- 2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると 認めるときは、構成員を追加し、または関係府省庁その他関係者の出席を 求めることができる。

議 長 健康・医療戦略担当大臣

議長代行 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣

副 議 長 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、内閣総理大臣補佐官(国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当)

構 成 員 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)、 内閣官房内閣審議官(新型コロナウイルス感染症対策推進室)、 国際博覧会推進本部事務局次長、内閣サイバーセキュリティセ ンター副センター長、科学技術・イノベーション推進事務局統 括官、食品安全委員会事務局長、警察庁長官官房技術審議官、 金融庁企画市場局長、消費者庁次長、総務省大臣官房総括審議 官(情報通信担当)、出入国在留管理庁次長、外務省経済局長、 外務省国際協力局長、財務省国際局長、文部科学省大臣官房総 括審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医務技監、厚 文部科学省研究振興局長、厚生労働省医務技監、厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)、農林水産省技術総括審議官、経済産業省経済産業政策局長、経済産業省産業技術環境局長、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官、国土交通省総合政策局長、環境省環境保健部長、防衛省大臣官房衛生監

- 3. 推進会議の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局において処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5.「健康・医療戦略推進本部(平成25年8月2日閣議決定)」が廃止されたことにともない、廃止前の「健康・医療戦略推進会議(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定)」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。

生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官、厚生労働省 医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局 長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官(統計・情報 政策担当)、農林水産省技術総括審議官、経済産業省経済産業政 策局長、経済産業省産業技術環境局長、経済産業省大臣官房商 務・サービス審議官、国土交通省総合政策局長、環境省環境保 健部長、防衛省大臣官房衛生監

- 3. 推進会議の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局において処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5.「健康・医療戦略推進本部(平成25年8月2日閣議決定)」が廃止されたことにともない、廃止前の「健康・医療戦略推進会議(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定)」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。